

アミノグリコシド系抗生物質製剤

要指示医薬品 指定医薬品 使用基準

ストマイ顆粒

【本質の説明又は製造方法】

ストレプトマイシンはグラム陰性桿菌及びグラム陽性球菌の一部に強い抗菌力を持つ抗生物質で、獣医畜産界では単剤又は合剤として各種感染症に広く応用されています。

ストマイ顆粒は食欲のなくなった家畜にも溶液として内服させることができる製剤です。

【成分及び分量】 本品1g中

成分		分量
主剤	硫酸ストレプトマイシン	60mg(力価)
着色剤	赤色3号	微量
	黄色5号	微量

【効能又は効果】

有効菌種

本剤感性の次の菌種：ブドウ球菌、大腸菌、サルモネラ、クレブシエラ

適応症

牛：細菌性下痢症

豚：細菌性下痢症

【用法及び用量】

1日体重1kg当たりストレプトマイシンとして下記の量を飲水に均一に溶かして経口投与する。

牛：10～30mg(力価)

豚：10～30mg(力価)

【標準投与量早見表】

	体重	ストマイ顆粒の投与量	体重	ストマイ顆粒の投与量
牛・豚	3kg	0.5～1.5g	90kg	15～45g
	6kg	1～3g	150kg	25～75g
	15kg	2.5～7.5g	210kg	35～105g
	30kg	5～15g	300kg	50～150g
	60kg	10～30g		

【使用上の注意】

「基本的事項」

1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- ・本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- ・本剤は効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- ・本剤の使用に当たっては、治療上必要な最小限の期間の投与に止めることとし、過剰にわたる連続投与は行わないこと。
- ・本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

- ・本剤を3～4日間投与して症状の改善がみられない時は使用を中止すること。

注意：本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物(牛、豚)について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

牛：食用に供するためにと殺する前4日間又は食用に供するために搾乳する前72時間

豚：食用に供するためにと殺する前4日間

(取扱い及び廃棄のための注意)

- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・本剤の保管は直射日光、高温及び多湿を避けること。
- ・誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れ替えないこと。
- ・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- ・誤って薬剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。

(牛及び豚に関する注意)

- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

【使用期限】 包装に表示の使用期限内に使用すること。

【包装】 500g(50g×10分包)

【製品情報のお問い合わせ】

日本全薬工業株式会社

〒963-0196 福島県郡山市安積町笹川字平ノ上1-1

フリーダイヤル 0120-452-793

受付時間 9:00-17:00(土日祝日・弊社休業日を除く)

製造販売元



日本全薬工業株式会社
ZENOAQ 福島県郡山市安積町笹川字平ノ上1-1

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>)にも報告をお願いします。